

「国民健康保険限度額適用認定証」 「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」更新のお知らせ

■現在、認定証をお持ちの方へ

自己負担限度額は、原則として毎年8月から翌年7月までを1年として判定し更新されます。現在お使いの認定証の有効期限は7月31日(水)までとなっていますので、更新するための申請書類を7月上旬に送付します。

■マイナ保険証を利用してみませんか

マイナ保険証を利用すると自己負担限度額の確認が容易になります。これまでは、入院や外来での治療、薬代が高額に

なる場合は、事前に自己負担限度額を証明する「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請をし、医療機関への提示が必要でした。マイナ保険証を利用すると自己負担限度額の確認ができ、役場での申請や更新手続き、医療機関窓口で認定証提示の必要がなくなります。マイナンバーカードの保険証利用申し込みは、カードを持参して医療機関や薬局の受付でもできます。また、スマートフォンを使用した「マイナポータル」アプリ、セブン銀行ATMからでもできます。

問 町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907

農政課

農作業中の熱中症を予防しましょう！

夏に向けて、農作業中に熱中症になる人が増えてきます。熱中症は正しい知識を身につけることで、適切に予防することが可能です。

予防のポイント

- ①暑さを避ける 高温時の作業は極力避け、日陰や風通しのよい場所で作業
- ②こまめな休憩と水分補給 喉の渇きを感じる前に、こまめに水分・塩分を補給
- ③単独作業は避ける 複数名で作業を行う、時間を決めて連絡を取り合う
- ④熱中症対策アイテムの活用 帽子や吸湿速乾性の衣服の着用、空調服や送風機の活用



問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

6次産業化支援事業補助金について

町では、改正食品衛生法に対応した共同加工所を貸し出し、今後も漬物を製造して販売ができるよう支援します。また、町内農産物の加工や販売などの6次産業化の取り組みに対し、その経費の一部を助成します。

対象経費

- ①農産物の加工販売に要する経費
- ②町内における農商工連携の取組の農産物生産支援のための経費
- ③町内産農産物・加工品を首都圏等で販売促進するための経費(町を広くPRできるもの)

対象経費	補助率(補助上限額)	補助対象費目	補助対象者
①農産物の加工販売に要する経費	税抜事業費の2分の1 (上限額50万円)	報償費、印刷製本費、委託料、原材料費、備品購入費、工事請負費	町内に住所または所在地を有する農業者
漬物加工場の整備が対象になります。漬物の製造・販売には、保健所の営業許可が必要です。営業許可を受けるために、基準を満たした加工場を整備しましょう。漬物加工場の整備がこれからの方は、一度、町農政課へご相談ください。			
②町内における農商工連携の取組の農産物生産支援のための経費	税抜事業費の2分の1 (上限額25万円)	報償費、委託料、負担金、その他の経費	・町内に住所または所在地を有する農業者 ・町内の農業者が過半数を占める団体
③町内産農産物・加工品を首都圏等で販売促進するための経費	税抜事業費の3分の2 (上限額15万円)	報償費、旅費、消耗品費、燃料費、印刷製本費、役務費、使用料および借上料、その他の経費	

美郷町金沢字下館125(道の駅美郷の敷地内にあります)



漬物共同加工所



漬物共同加工所を利用しませんか？

問●町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

介護保険事務所からのお知らせ

令和6年度 介護保険料の納付について

～介護保険は介護を社会全体で支える介護保険制度の大切な財源です～

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は所得や住民税課税状況によって決定し(表参照)、納め方は納付書や口座振替で納める普通徴収と年金からの差し引きで納める特別徴収に分かれます。介護保険料額のお知らせは7月中旬に発送します。

■普通徴収について

7月中旬送付の納付書により納めます。納め忘れを防ぐため、口座振替の利用をおすすめします。

※普通徴収の対象となる方は、年金の年額が18万円未満または受給していない方、4月1日の時点で年金を受給していない方、令和6年度中に65歳になる方などです。

■特別徴収について

年金支給月(偶数月)に年金からの差し引きによる納付となります。

■令和6年度介護保険料

段階	区分(令和6年度の住民税課税状況等)		保険料(年額)	
第1段階	世帯全員が 住民税非課税	生活保護を受給している方	22,914円	基準額×0.285
第2段階		本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下の方	30,150円	基準額×0.375
第3段階		本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が120万円を超える方	55,074円	基準額×0.685
第4段階	住民税課税世帯 (本人非課税)	本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下の方	70,350円	基準額×0.875
第5段階		本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円を超える方	80,400円	基準額
第6段階	住民税課税世帯 (本人課税)	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	96,480円	基準額×1.2
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上、210万円未満の方	104,520円	基準額×1.3
第8段階		本人の前年の合計所得金額が210万円以上、320万円未満の方	120,600円	基準額×1.5
第9段階		本人の前年の合計所得金額が320万円以上、420万円未満の方	136,680円	基準額×1.7
第10段階		本人の前年の合計所得金額が420万円以上、520万円未満の方	152,760円	基準額×1.9
第11段階		本人の前年の合計所得金額が520万円以上、620万円未満の方	168,840円	基準額×2.1
第12段階		本人の前年の合計所得金額が620万円以上、720万円未満の方	184,920円	基準額×2.3
第13段階		本人の前年の合計所得金額が720万円以上の方	192,960円	基準額×2.4

※災害等の特別な事情により保険料を支払うことが一時的に困難なときは、申請によって介護保険料の減免または徴収猶予が認められる場合があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

問い合わせ●介護保険事務所 保険給付班 ☎0187(86)3911

消防署からのお知らせ

点検整備等における緊急自動車の【回送中】の表示について

車両の点検整備のために“回送中”の表示をして、消防車や救急車が町内を走行することがあります。この場合は、災害対応ができませんのでご理解をお願いします。



問い合わせ●大曲消防署 南分署 ☎0187(87)8119